

## 技適マーク等の表示方法に関して

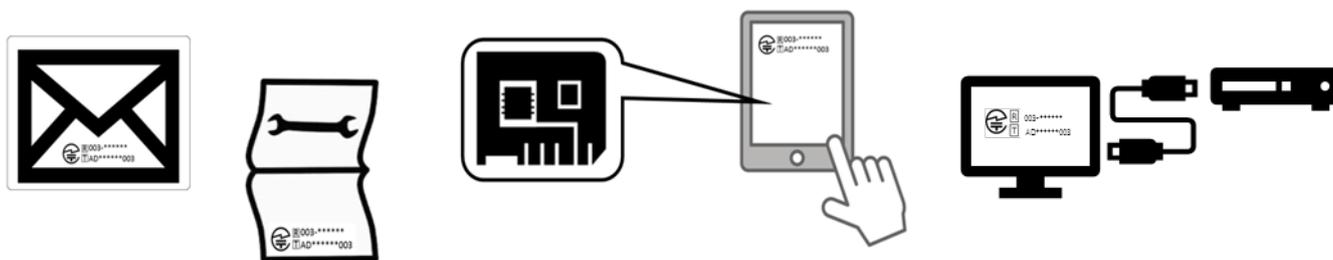
平成 31 年 2 月 8 日総務省令第五号「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部を改正する省令」及び総務省令第六号「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令」の公布により、技適マーク等の表示方法が改正され、同日に施行されました。

改正の概要は以下のとおりです。

1 技適マークの大きさが、「直径 3mm 以上」から「**表示を容易に識別することができるものであること。**」となりました。

2 表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法（ただし、当該特定無線設備の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と**有線**で接続することにより表示することができる場合に限る。）が追加になりました。

※上記 2 の方法により表示を行う場合は、「電磁的方法によって表示をした旨」及び「当該表示の表示方法を記載した書類の添付等」が必要となります。



詳細については、下記へお問い合わせください。

お問合せ先：  
株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部  
078-940-0377（代表） / 078-940-0378（FAX）  
E-mail : sch\_rf@dspir.co.jp